

# 戊辰戦死者慰霊の成立と展開

## ——平安会の事例より——

芳野 貴典

キーワード 戦死者慰霊、フルイーシズメ、改葬、墓、旧藩意識

### はじめに

本稿で取り上げるのは、磐城平藩の戊辰戦死者に対する慰霊の成立と展開である。これは、明治期に旧藩士らによって始められた慰霊が、彼らや彼らの子孫の親睦組織である平安会によって今日まで継承されてきた事例である。ここで、戦時の遺体処理から今日の慰霊活動に至る一連の流れを描きつつ、100年以上の長きにわたり慰霊を継続せしめてきたものが何であるかを明らかにすることを試みる。

根底にある問題関心としては、戦死者を慰霊するのは誰か、戦死者が通常死者とは異なる対応を要するのは何故か、そして戦死者慰霊を支持する条件とは何かというものだ。これらの問いを手がかりとすることで、考察の対象とする事例そのものは特殊であるものの、戦死者慰霊一般へと敷衍可能な視点を提供し得ると考える。

最初に一言しておかなければならないのは、「慰霊」という概念である。「慰霊」の語は戦死者をめぐる営為に対してのみ用いられるものではないが、学術概念としての検討が図られてきたのは専ら戦死者の問題を論じる中においてであった。とりわけ「顕彰」や「追悼」との比較を通じて、行為の対象、心意的ベクトル、宗教性等々の観点から概念規定が行われてきた。

本稿では、西村明が提唱した「シズメ」と「フルイ」という分析視角を基に、多面的な性格を持つものとして「慰霊」を捉える<sup>1</sup>。すなわち、様々な要因に基

---

1 西村による「慰霊」概念の検討は、〔西村、2006：15-33〕を参照のこと。

づき「追悼」的性格なり「顕彰」的性格なりが前面に表れるようなダイナミズムの存在を常に念頭に置いてこの語を用いている。

以下、磐城平藩の戊辰戦死者の遺体が各地から集められ戊辰殉難者墓地（以下、殉難者墓地と表記）が出来上がっていく過程並びに慰霊主体の組織化が進んでいく様子を描く。そして、最終的には上述の問題関心へと立ち戻り、慰霊の継続をもたらしたものが何であったのかを考えてみたい。

## 1. 戦場における遺体の即時的処理

死者をめぐる営みにおいて遺体は重要なファクターである。

波平恵美子は、身体が存在が「死者」として成立する要件であり身体なき「死者」はあり得ないことを述べた上で、そうした身体こそが死者と生者との関係を証明し、死者儀礼における各人の役割分担の正当性を証明すると言う〔波平、2004：5－6〕。

戦死者に関して言えば、靖国神社の有り様に基づいて、近代国家による祭祀の場での遺体の不在すなわち靈魂と肉体の分離、そして靈魂重視がその基調であるという指摘がなされている〔新谷、2000：160〕。さらに戊辰戦争での戦死者に限定すれば、戦争直後に一部の地域で新政府軍が東軍戦死者の遺体埋葬を禁止する命令を出しており〔今井、2005：39〕、ここから、権力をめぐる闘争の過程で生じた死者の身体が象徴的な意味合いをもって一つの政治手段として機能する事態を読み取ることができる。

磐城平藩では、1868年（明治元年）6月16日（以下、特にことわらない場合は同年のこと）に磐城地方の戦端が開かれて以降、降伏後の9月18日までの間に合計54名の戦死者が数えられている<sup>2</sup>（表1参照）。この中には平藩士は勿論、泉・湯長谷<sup>3</sup>の両藩士1名ずつ（生家は平藩士）、それから平藩領内の農兵、人足、

2 戦死者の数については諸文献・諸資料により異同がある。48名〔太政官、1971〕、54名〔上坂、2012〕、58名（同一人物の重複あり）〔明田、1986〕、52名（行方不明者2名除く？）〔諸根、1927〕。また全ての戦死者数を示すものではないが、薩摩藩の届け書には次のような記述もある。「翌十四日平城涯にて相斃候賊徒死骸取調候處、四十二人有之、・・・」〔川崎、1894：53〕。

3 泉・湯長谷両藩は平藩と共に磐城三藩と称され、地理的にも一つに括られることが多かつ

獵師など武士以外の身分の者も含まれている。また、直接戦闘で死亡した者の他に戦病死者や自刃した者、さらには行方不明者2名も戦死者扱いを受けている。戦場におけるこれらの戦死者の遺体処理に関する直截的なまとまった文字資料は確認されていない。しかし、諸種の資料及び藩士の末裔の間に語り伝えられたエピソードからおおまかなところは推し測ることができる。

まず、平城内にあった平藩士の遺体は7月13日の落城に先立ち、遺体処理係及び戦死者と同じ隊の者が「埋葬」したとの記録がある〔味岡、1903：48〕。場所については言及されていないが、落城後に城内を検分した薩摩藩の届書に「城内へ乗入候處、諸所へ死骸を埋候跡有之候へ共、首級詳細取調出來兼申候」〔川崎、1894：53〕とあるように、城内いたるところに遺体が埋められていたことが分かる。ただし、これは7月13日の戦闘で生じた死者の遺体のみである。

当然、平城以外の戦闘で死亡した藩士の遺体は別の場所に埋められた。筆者が平安会の会員からヒアリングで得た情報によると、例えば、戦場で死亡した藩士のうち幾人かの遺体は、敵に身元を特定されたり、遺体を乱暴に扱われたりすることを恐れて、仲間が首を切り落として遺族に届けるなどし、胴体の方は死亡場所に埋められたという。具体的に、誰の首を誰が刎ねたということまでが現在も語り伝えられている。以後の議論との関係では、胴体が埋められた場所はその後顧みられること無く、今では忘れ去られているが、首に関しては後年殉難者墓地に改葬され慰霊の空間に存在し続けることとなった点に注目したい<sup>4</sup>。

それから、平城落城の直前に相馬方面へ運ばれた後に死亡した負傷者がいる。

---

た。いずれも磐城平藩よりは石高が小さく、戊辰戦争における戦死者の数も少ない。平藩を筆頭として三藩は戦時に協力関係にあった。

4 保谷徹は戊辰戦争を「近代的な兵器が本格的に使用された戦争であったとともに、近代的な戦争がたたかわれた最後の機会」であるとし、その象徴的な例として兵士が敵兵の首を獲りに行っていた事実を指摘する。明治5年に米沢藩の記録類を集めて編纂された戦記である『戊辰庄内戦争録』（和田東吉著）にも敵による「首取」を恐れて、味方が死傷者の首を落とし持って逃げたケースが載せられているという〔保谷、2007：213-239〕。敵の首で以て自らの戦功を証明するという点から戊辰戦争のもつ近世的性格を読み取ることは、慰霊の問題を考える上でも重要だ。今後検討してみなくてはならないのが、獲った敵兵の首を最終的にはどうしたのかという点である。

1名（加治季材）は相馬熊川にて死亡し、同地の寺院に葬られた。また、さらに仙台の北山病院（仙台輪王寺、当時輪王寺は東軍負傷者の手当てを行う病院が設置されていた）へ運ばれて、その地で死亡した3名の藩士（松本愛通、後藤篤吉、吉田久恒）がいる。彼らは輪王寺に葬られ、墓が建立された。

磐城平藩の場合、新政府軍によって遺体埋葬が禁止されたとの話は、口伝えでも文字記録でも残っていない。したがって、多少の時間差はあるものの、比較的早い段階で本人の家の菩提寺なり死亡地最寄りの寺院なりに改めて埋葬されたことになる。戦争終了後すぐ、ないしは既に戦争中の段階で、即時的な遺体処理にとどまらない「埋葬」がなされ、ことによると墓も建てられていた事実は重要である。

## 2. 初期の慰霊をめぐる状況

〈表1〉からも分かる通り、平藩戦死者が葬られている埋葬地は全部で10箇所である。この中で最も多いのは「八幡小路共有墓地（元良善寺）」であり、これは後に殉難者墓地が造られることになる平藩主安藤家の菩提寺、良善寺が明治3年まで所在した場所である。良善寺は明治3年（1870）2月18日の彼岸会に発生した火災（これにより平町内の大半が焼失した）により焼け、数ヵ月後現在地（平古鍛冶町）に移転した〔佐藤、1981〕。よって、現在の殉難者墓地の原形は八幡小路共有墓地であったとすることができるかもしれないが、この時点ではまだ自家が良善寺の檀家であった者のみが埋葬されていたのであって、両者の根本的な性格は全く異なる。

この10箇所は全て仏教寺院であるが、以下のごとく宗派には大きなばらつきがある。

八幡小路共有墓地（元良善寺）—浄土宗

明賢寺 —浄土真宗大谷派

浄国寺 —浄土宗

大寶寺 —日蓮宗

長源寺 一曹洞宗  
大林寺 一曹洞宗  
密蔵院 一真言宗智山派、  
輪王寺 一曹洞宗  
浄総寺、浄徳院については宗派不明。現存せず。

同じ日に同じ場所で死亡した者が、地理的にも宗派的にも異なる寺院墓地に葬られているのは、個々の戦死者がそれぞれ自家の菩提寺に葬られたからに他ならない。このことは取りも直さず、初期の慰霊が通常死者と同じく従来の先祖祭祀の枠内で行われていたことを意味する。

戒名にもそれが端的に示されている。一般に浄土宗では「譽号」が付されるが、現在浄土宗寺院たる良善寺境内の殉難者墓地に墓があり、浄土宗式の法要の対象となっている彼らの中には「譽号」がつかない戒名の者も多い。一方で林一壽のように殉難者墓地に改葬後、「譽号」の付いた戒名に改められた場合もある。彼らは当初墓が建立され供養も受けていたであろう菩提寺の宗旨に基づく戒名が授けられているのだ。

こうした中、3回忌にあたる明治3年7月、良善寺において藩士から農兵・人足にいたる磐城平藩の全ての戊辰戦死者を対象とした法要が旧藩士らによって営まれた。これが現在知られている限り最初の集団的な慰霊行事である。良善寺が法要の場所に選ばれたのは、戦死者墓が一番多くあっただけでなく、平藩主安藤家の菩提寺であったことが関係している。藩のために戦い亡くなった者を慰霊する場所としては、藩主家の菩提寺が最も相応しいと考えられたものと思われる。

この時に作られ、以降年一回行われる「追悼法会」において死者のシンボルとして機能していくことになるものが、〈写真1〉の大位牌並びに〈写真2〉・〈写真3〉の巻物である。以下それぞれについて詳しく見てみたい。

(表1) 磐城平藩戊辰戦死者一覽

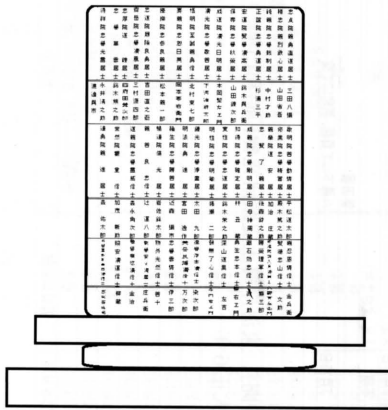
名前(通称)	行年	姓名	戦時の役職	陣歿地	陣歿時	備考	大位階・官職の有無
三田 重家(八幡)	50	忠兵衛 勇 重 清 居士	隊長	新屋敷口にて鳥居・蒸焼の間に横し自刃、新川町	大船明野寺	中老格	〇
山田 勝三(徳吉)	52	精兵衛 清 謙 居士	監兵衛	新屋敷口・城内?	八幡小路共有墓地(元良寺)		〇
杉浦 清三(二平)	23	正助 忠 忠 重 居士	銃士	長巻口・新屋敷	八幡小路共有墓地(元良寺)	物頭	〇
中村 久成(才助)	47	権助 忠 忠 重 居士	銃士	新屋敷口にて鳥居・堀内にて自刃	八幡小路共有墓地(元良寺)		〇
松平 隆長(伴兼)	46	松平 隆長 居士	醫師	平塚村(自刃)	平塚 隆長 寺		x
山田 有藏(徳次郎)	22	兵衛 忠 忠 重 居士	醫師	田にて鳥居・堀内にて没	不明		〇
松本 彰彦(砲兵衛)	67	安通 忠 忠 重 居士	醫者	中野田	八幡小路共有墓地(元良寺)		〇
木岡 重家(徳次郎)	46	成通 忠 忠 重 居士	醫者	九面	大寺 寺		〇
下河津 仁(徳太郎)	42	清光 忠 忠 重 居士	銃士	田	八幡小路共有墓地(元良寺)		〇
遠藤 利雄(利平)	49	忠兵衛 利 重 居士	銃士	若菜院裏にて鳥居・胡麻畑にて没	八幡小路共有墓地(元良寺)		〇
松木 家道(徳助)	25	權助 忠 忠 重 居士	銃士	稲荷台にて鳥居・仙台にて没	仙台 隆王 寺		〇
北村 隆全(成七郎)	26	昭明 忠 忠 重 居士	銃士	新川町・吾妻院裏	大船明野寺		〇
岡本 忠昭(徳次郎)	35	要助 忠 忠 重 居士	銃士	田にて鳥居・堀内にて没	八幡小路共有墓地(元良寺)		〇
三村 常雄(徳次郎)	23	忠兵衛 常 重 居士	銃士	長巻口	三村 常雄 寺		〇
加治 孝村(住藏)	24	善助 忠 忠 重 居士	銃士	堀内にて鳥居・相馬川にて没	八幡小路共有墓地(元良寺)		〇
林 一喜(丑藏)	16	知得 忠 忠 重 居士	銃士	新屋敷口・新川町(隠居)	大寺 寺		〇
後藤 重吉(才助)	20	忠兵衛 重 重 居士	銃士	新屋敷口にて鳥居・仙台にて没	仙台 隆王 寺		〇
吉田 久恒(信之丞)	24	忠兵衛 忠 忠 重 居士	銃士	新屋敷口にて鳥居・堀内にて没	八幡小路共有墓地(元良寺)		〇
平松 圭新(清太郎)	21	得助 忠 忠 重 居士	銃士	新屋敷口にて鳥居・堀内にて自刃	八幡小路共有墓地(元良寺)		〇
永井 政綱(清之助)	23	修業 忠 忠 重 居士	兵隊方	幸徳院裏	八幡小路共有墓地(元良寺)		〇
木下 宗雨(徳次郎)	55	修業 忠 忠 重 居士	銃士	高坂(浦)	八幡小路共有墓地(元良寺)		〇
熱水 通政(徳次郎)	17	實性 忠 忠 重 居士	銃士	新屋敷口・堀内	八幡小路共有墓地(元良寺)		〇
田中 神藏(辰蔵)	24	成善 忠 忠 重 居士	銃士	新屋敷口・堀内	八幡小路共有墓地(元良寺)		〇
岩田 忠彦(彦作)	37	明徳 忠 忠 重 居士	銃士	長巻口	大船明野寺		〇
近藤 利任(清市一)	20	福生 忠 忠 重 居士	銃士	堀内	八幡小路共有墓地(元良寺)		〇
木田 忠一(九郎)	32	清光 忠 忠 重 居士	銃士	稲荷台	八幡小路共有墓地(元良寺)		〇
菊澤 政直(二郎)	46	明性 忠 忠 重 居士	銃士	關田	八幡小路共有墓地(元良寺)		〇
加茂 政平(徳太郎)	23	常然 忠 忠 重 居士	銃士	新田山	八幡小路共有墓地(元良寺)		〇
森永 有造(俊郎)	20	清善 忠 忠 重 居士	銃士	堀内	八幡小路共有墓地(元良寺)		〇
山崎 忠武(木三郎)	37	定齋 忠 忠 重 居士	銃士	吾妻院裏	合戸 密護院		〇
出貞(徳八郎)	17	善兵衛 忠 忠 重 居士	銃士	一丁目	大船 大林 寺		〇
森長久(祐)太郎)	74	運勇 忠 忠 重 居士	銃士	稲荷台にて鳥居・堀内にて没	八幡小路共有墓地(元良寺)		〇
野本 善権(徳七郎)	67	勇昌 忠 忠 重 居士	陣居	行方不明	八幡小路共有墓地(元良寺)		〇
田平 平彦(平次)	65	勇昌 忠 忠 重 居士	陣居	行方不明	八幡小路共有墓地(元良寺)		x

久野喜左衛門	精進堂主人月清居士	7月13日?	赤兵(須島村)	六開門		〇
青木柳右衛門	勇生忠本居士	不明	赤兵(須島村)	不明	八幡小路共有墓地(元良善寺)	〇
久野兼三郎	源家理重居士	不明	赤兵(中野村)	7/28木戸にて負傷	不明	〇
赤野伊三郎	忠喜重頼居士		赤兵(新山町)			〇
志賀政之助	鎌石功忠居士	8月29日	赤野(堂村)	赤坂		〇
橋本貞左(右衛門)	發薫了心居士	8月29日	赤野(須田村)	赤坂		〇
久田染次郎(源四郎)	遠藤宗本居士	8月29日	赤野(南白土村)	赤坂		〇
金澤政部	英岳並清居士	8月29日	赤野(上郷村)	赤坂		〇
橋本佐巨	赤山遠藤居士	8月29日	赤野(下山口村)	赤坂		〇
文助	賢徳忠山居士	8月17日	人足(新田村・穂田村)	開田		〇
金兵衛	素忍忠頼居士	8月17日	人足(穂田村・仁井田村)	開田		〇
伊之助		8月17日	人足(俵谷外起塚)	開田		x
須藤庄兵衛	教善安立清居士	不明	人足(谷川藩村)	不明		〇
善十	物外光然居士	不明	人足(川中子村)			〇
金治	龜登松清居士	不明	人足(西平窪村)			〇
柳屋						〇
『戊辰殉難者追憶』に記載なし						
沼内柳屋(柳屋)?	照安清徳居士	不明(8月17日)	人足			〇
志賀喜兵衛	越前國敦孔寺清信居士	不明	人足(北土村)			〇
橋本彌八	上野駒木主の日記にあると思われる詳細不明			新田宿		x
角次郎	〔遺書、1940〕以外に情報なし(詳細不明)	7月15日		八幡下にて負傷、熊町にて没		x

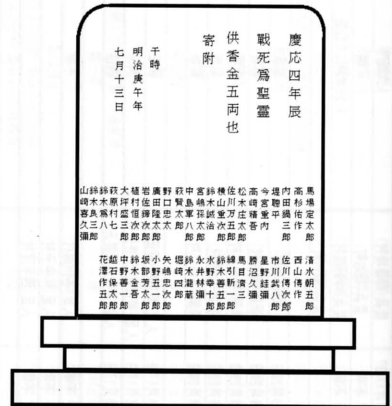
齊藤征舟『磐城三藩 明治戊辰戦争餘聞』、東海岸郷土史蹟研究会、昭和15年、  
 平安會『舊平藩 戊辰殉難者追憶』、大正6年、  
 より筆者作成



〈写真1〉戦死者の名を列記した大位牌 (表)



〈図1〉戊辰戦死者位牌 表



〈図2〉戊辰戦死者位牌 裏

① 大位牌

大位牌は表面 (図1 参照) に49名の戦死者の名前が記載されおり、そのうち48名分は戒名・俗名ともに書かれ、1名は俗名のみである。この1名は士分であり、戒名が書かれていない理由は不明だが、特段重大な事由があるものとは思われない。農兵・人足に関しては居住村も書かれている。

注意すべきは、大位牌に記載されている者といない者との違いである。前述



の通り、諸種の資料から磐城平藩の戊辰戦死者の最も確からしい総数は54名である。少なく見積もっても、50名は優に超えているため、いずれにしても大位牌における人数は全体の数とは一致しない。その結果〈表1〉のように、大位牌には名前がないものの戦死者に数えられ慰霊対象となっている3名の藩士が浮かび上がってくる。

彼らはいずれも非戦闘員である。1名（松村知善）は郊外の村で病氣療養中に落城の報に接して自刃した。2名（野本義衛、天田平遊）は行方不明者であり、そもそも戦死どころか死亡したどうかの事実確認が取れなかった者である。よって、大位牌における「戦死者」の範囲とは、字義通り戦闘中に死亡した者である。その「戦死者」に非戦闘員たる彼らも含まれることになったのは、殉難者墓地形成過程においてである。

大位牌の裏面（図2参照）には、明治3年7月13日の日付と共に、戊辰戦死者の「聖霊」のために金高5両を供した旨の一文と、関係者42名の名前が列記されている。この関係者のうち数名は、戦争時に戦闘に参加して負傷していたことが確認できた。磐城平藩は規模の大きな藩ではないので、殆どの成年男子が戦闘に参加したものと思われる。したがって、初期の慰霊を執り行ったのはいわば「戦友」であったわけである。戦時に志を同じくし、その死を間近に見知った人間が初期の慰霊の担い手であった点は、誰が死者を悼むかという観点でみた時に、この事例の大きな特徴であろう。

## ② 巻物

一方で、巻物には冒頭に死者を悼む弔詞が書かれ、後段は戦死した藩士の名前が列記されている。農兵・人足・獵師の名前は別紙に書かれ、巻物に巻き取る形で保存されている。巻物は木製（漆は塗られていない素地のまま）の厨子に入れられており、普段は勿論、追悼法会の際にも広げられることはなく、平安会会員でも中を見たことのある者は多くない。

では、まず弔詞の文面を見てみたい。本文と日付のみのシンプルなものであり、誰が創作したかは不明である。以下に全文を掲げる。

戊辰之役當時未知  
其順逆也故在死者固  
所以盡其忠而生者亦  
未慮其至今日也故生  
者之於死者哀痛慟哭  
更如何哉令茲八月七  
日与同社某々謀作文  
酌酒敬告其靈文曰

嗚呼戊辰之役卿等共守  
城圍或小騎突堅陣或寡  
兵殫幾人苦戰雖力奈兵  
寡殫卿等已死國事今  
日思之不勝痛嘆于薄供  
庶羞以慰忠丹尚饗

明治庚午年

全体として、死者の悲痛さに思いを馳せた哀惜の情漂うトーンである。最初に目につくのは、一般に東軍側が戊辰戦争後に自らの立場を釈明する際多く用いた「順逆」という言葉である。すなわちここでも、戊辰戦争に対して、道理を弁えていなかったばかりに官軍に抵抗することになった不幸な戦いという評価がなされていることになる。

近代以降の諸戦争の戦死者をめぐる言説には、戦死を悲壮・苛烈な事態として捉えるよりも、むしろ彼らを死へと駆り立てた勇氣、尽忠報国の精神、国家や家族への愛を讃えた顕彰のニュアンスが込められていることが多い。したがって、戦死者とはただ悼まれるだけの存在ではなく顕彰の対象でもあること



〈写真2〉戦死者を悼む弔詞と戦死者の名前が書かれた巻物



〈写真3〉左の巻物を広げたもの

が（そしてこれが戦死者慰霊における最大の問題であることが）従来の研究では指摘されてきた。

そうした観点からこの弔詞を見てみると、やや雰囲気異なることは明らかである。顕彰や賛美の言葉は無く、死者の無念を「シズメ」る調子で語りかけられているように思われる。背景に、戦争の結果磐城平藩が「賊軍」としての評価を受け、戦いで命を落とした者たちに積極的・肯定的な意味を与えにくい状況があったことは確かである。

この弔詞の後半部分には、位牌に名前のなかった3名の藩士を含めたすべての戦死者の名前が列記されている。これは全て俗名のみで、戒名や行年、死亡年月日等他の情報は何も書かれていない。

ただし、上記の3名及び他藩士だったものの平藩兵として戦闘に参加した馬場忠武（湯長谷藩）と小野行周（泉藩）、それから行方不明者である野本義衛と天田平遊については、戦死者の列に加えるに至った理由を簡単に述べた文章が挿入されている。中でも行方不明者2名を戦死者に認定する理由書の末尾に

は明治27年7月13日の日付が入っている。すなわち、当初は単なる行方不明者であった彼らが戦死者とみなされたのは良善寺の殉難者墓地が完成してから数年後のことであり、戊辰戦争からは実に30年近い月日が経ってからのことだったのである。恐らくここには、生存可能性が完全に無くなったことを受け、敵に殺されたという一点が戦死者たることの最大の要件であるとするならば、彼らも当然慰霊の対象に加えられるべきとの意識があったのであろう。

以上の大位牌と巻物は現在でも慰霊行事において死者のシンボルとして機能する諸物のうちの一つであるが、それぞれが示す戦死者の範囲に違いがあることを見落としてはなるまい。この違いは、表面的には時間の経過に伴う慰霊対象の拡大であるが、根本において生者が向き合うべき死者とは誰なのかという問いを内包している。よって、こうした対象の確定という面から見た場合、今日にまで続く慰霊のかたちが出来上がるのは殉難者墓地の完成を待たなくてはならない。

### 3. 戊辰殉難者墓地の完成と23年祭

各地に眠っていた遺体を一所に集める取り組みがいつから始まったかは詳らかではない。

ただし、改葬及びその直後に行われた23年祭の収支を報告した「戊辰戦死者廿三年祭及ヒ改葬執行ニ付」（以下、「本資料」と呼ぶ）から、改葬の実施方法・手順のあらましを知ることができる。

全体の構成は、収入総額、改葬費用総額、吊祭費用総額に加え、松村知善と小野行周を戦死者として扱い殉難者墓地に改葬した理由（字句は殆ど巻物の理由書と同じである）、さらには今後の年祭の在り方に関する方針など多岐にわたっている。

改葬に関わる諸費用の総額は「金參拾八圓三拾四錢一厘」であるが、その摘要欄では簡単に改葬全体の手順にも言及している。それによると、次のような様子であったことが分かる。（以下、括弧内の番号は便宜上筆者が付けたもの）

(1)

是ハ新墓地ト爲スノ初メ雜木小竹ヲ芟除シ松○ノ古根ヲ起シ平均シ新棺ノ埋メ地ヲ堀割り而シテ舊墓地ヲ堀り開キ遺骸ヲ移シタル新棺ヲ送り之レヲ埋メ石碑ヲ移轉シテ圖ノ如ク列セシメ岩又砂利ヲ敷キテ清淨ナラシムル一切ノ人足料且新棺墓標杭釘等一切ノ工作料

ここには土地造成、棺、石碑移転その他、改葬に際して要した費用の殆どが含まれている。非常に大まかではあるが、改葬の手順についても知ることができる。ちなみに原文中に「圖」とあるのは、本資料と共に作成されたと思われる墓石の配置並びに「爲戌辰戦死者追福改葬浄地」の標柱の図のことである（本稿掲載の図3に類似）。

これ以外に次の4つの支出項目が挙げられている。金額は省略する。

(2)

会員中島篤行を仙台に派遣して、輪王寺に埋葬された3人の遺体を掘り起こし、移送するのに要した人件費・往復旅費・車代など。

(3)

(2)が大水による道路状況の悪い中行われたため、関係者に支給した慰労金

(4)

「爲戌辰戦死者追福改葬浄地」の標柱と「農兵人夫及無縁弔祭碑」の石碑の代金

(5)

改葬事業開始当初から戦死者の遺族への問い合わせに要した通信費、並びに改葬時に新たな埋葬地に撒いた石炭酸などの諸雑費

(2)より、仙台輪王寺にあった3名の戦死者(松本愛通、後藤篤吉、吉田久恒)の遺体改葬に関わったのは中島篤行という人物だったようである。中島は「廿三年祭及ヒ改葬 會員」の1人であり、3回忌の参会者の一人として大位牌の裏にも名前(中島軍八郎)が残っている人物である。輪王寺埋葬の遺体は墓石まで建立されていたが、本資料には「仮埋メアル・・・遺骸」という表現が用いられており、改葬に関わった旧藩士たちの意識では、少なくともこの3名の遺体は本来あるべき場所ではないところにあるのだと認識されていたことがうかがえる。序でに言うと、遺体が掘り起こされた後、墓石の方は売却されている。さらに(3)からは、この改葬に関して、悪路の中を仙台から磐城の地まで相当な距離(現在、高速道路を使用して自動車です3時間の道のり)があるにもかかわらず遺体の運搬を行っており、死者を彼らの故地に還すことが執念を以て取り組まれていた状況を読み取れる。

(5)が示すのは改葬に際し遺族への連絡が行われていたことである。すなわち、一旦イエの墓(個人墓であっても、遺族の手で管理されている場合には、かく言い得るのではないかと思う)に入っていた遺体を別の場所に移すに当たって、遺族の了解の下に行われたことを意味する。この際、遺族の側から拒絶・抵抗があったかどうかは確認できないものの、現在戊辰殉難者墓地に全ての戦死者の墓が建っていることに鑑みると、その可能性は低い。

また、農兵・人足・獵師に関しては、既にイエの墓に入っている者は遺族の意向に任せて、改葬の必要はなく「吊祭碑」のみを建立する旨が別記されている。その結果つくられたのが(4)にもある石碑である(写真6参照)。確かに、今日戊辰殉難者墓地に個別に墓が建っている藩士以外の戦死者は2名(青木柳右衛門、久野繁三郎)のみであって、実際は改葬されずにイエの墓に残されたままとなったようである。したがって、藩士以外の戦死者に関しては、遺体を改葬することの必要性がさほど認識されていなかったと言える。

以上のような状況を経て、明治23年8月に良善寺の旧藩主安藤家墓所裏に戊辰殉難者墓地が完成した(図3、写真4参照)。

この戊辰殉難者墓地の完成直後に行われた23年祭は、17回忌までのような初

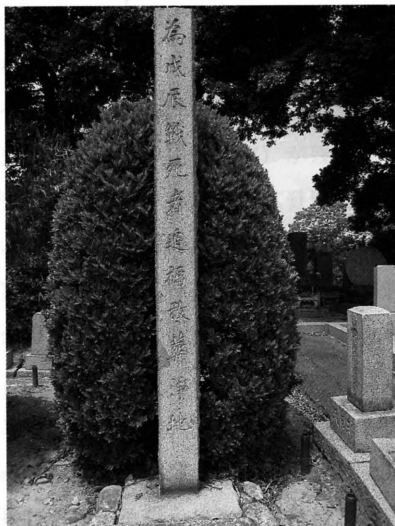
期の慰霊とは大きく画されるものであった。というのも、慰霊の場に遺体という重要な要素が加わったからである。これにより、その場において人々が向き合うものが、記憶（イメージ）の中の「死者」からいわば「死者そのもの」へと質的に変化したと言える。

そのため、23年祭をもって、その後の慰霊の在り方における一定の方向性が定められたと言っても過言ではない。例えば、本資料が具体的に指示するところだけでも、慰霊行事に関して次の27回忌は行わず、30年祭を頭に10年毎に実施し「永代ニ及フ可キモノトス」る方針が挙げられる。仏教式の年忌とは異なるサイクルで慰霊行事が行われることとなった。

実際に規模の面で23年祭は盛大なものだったようである。安藤家当主をはじめとして、遺族や旧藩士など参列者は200人を超えた。彼らには酒・赤飯がふるまわれ、15発の「吊祭砲」も使用されるなど祭典としての色彩が濃厚な行事であった。



〈写真4〉良善寺戊辰殉難者墓地



〈写真5〉「為戊辰戦死者追福改葬浄地」の標柱  
向かって左側面には「明治二十三年八月  
従五位子爵安藤信守以下」と刻まれている。



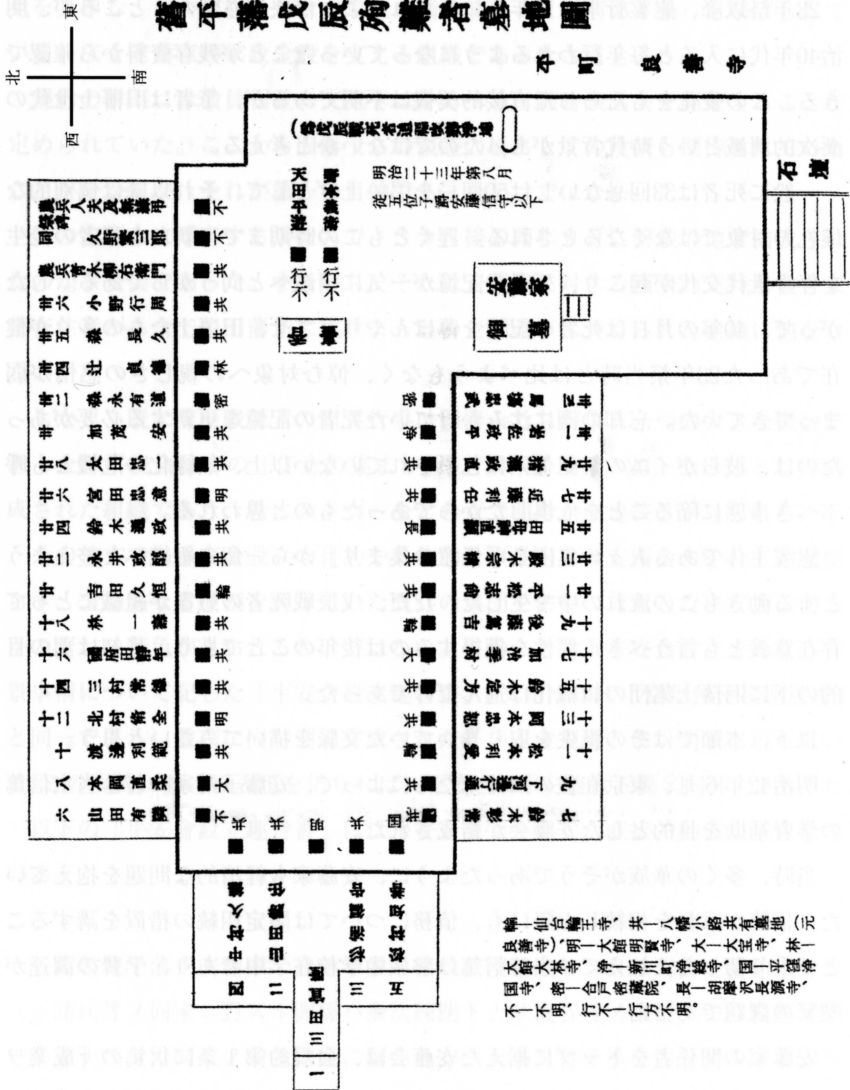
〈写真6〉「農兵人夫及無縁弔祭碑」  
の石碑



〈写真7〉行方不明者2名の墓  
(奥が天田平遊、手前が野本義衛の墓)



# 舊平藩戊辰殉難者墓地圖



(図3) 良善寺戊辰殉難者墓地図  
 上坂昇監修、2012、『供養・戊辰殉難者』より転載（方位は筆者挿入）

#### 4. 平安会の結成

23年祭以降、慰霊行事は10年毎に行われることが決定された。ところが、明治40年代に入ると毎年行われるようになっていったことが残存資料から確認できる。この変化をもたらした直接的契機は不明であるが、筆者は旧藩士世代の漸次的消滅という時代背景があったのではないかと考える。

一般に死者は33回忌ないしは50回忌を弔い上げとして、それ以降は個別的な儀礼の対象ではなくなるとされる。遅くともこの時期までに新たな死者の発生を伴う世代交代が起り、死者の記憶が一気に消滅へと向うからである。したがって、40年の月日は死者の記憶を薄ぼんやりとさせ、旧藩士たちの多くが健在であった23年祭当時とは比べようもなく、悼む対象への親しさの感情が弱まってきていた。忘却の淵に沈みかけていた死者の記憶を更新する必要があったのは、彼らがイエの祭祀体系に包摂されていない以上、無縁化の危機とも呼ぶべき事態に陥ることを危惧したからであったものと思われる。

慰霊主体である人々の集団を「任意の集まり」から一つの組織へと整えようとする動きもこの流れの中で生じた。ただ、戊辰戦死者の慰霊が組織にとって存在意義とも言うべき重要性を獲得するのは後年のことであり、当初は別の目的の下に旧藩士集団の組織化は進んだのであった。

以下、本節ではその誕生を取り巻いていた文脈を描いてみたいと思う。

明治42年6月、東京在住の旧藩士たちによって、安藤子爵家の若き当主信篤の学資補助を目的とした安藤会が結成された。

当時、多くの華族がそうであったように、安藤家も経済的な問題を抱えていた。信篤が家督を相続した際にも、債務については限定相続の措置を講ずることで乗り切った。加えて、当時信篤は磐城中学校在学中であり、学費の調達が喫緊の課題であった。

安藤家の関係者をトップに据えた安藤会は、会規約第1条に信篤の「成業ヲ補翼スル」ことを目的として掲げ、その具体的な方法として会員が7年間1口以上の金額を拠出する旨定めていた。ここから分かる通り、安藤会は会員からお金を調達し、信篤の学資に充当するための基金に相当する団体であった。

一方で、会全体の義務として、安藤家親族会や後見人からの諮問に対して意見を具申し、かつ囑託を受けて家政を補助すること（同第4条）も挙げられている。広く安藤家の家政全般を支える組織であったと言える。

規約の附則には会員相互の交流をはかるべく、随時談話会を開催することが定められていた。ここから旧藩士らの親睦の場としての役割も期待されていたことが分かるが、それが第一の目的であったわけではなかった。

この安藤会に呼応するかたちで、3カ月後の同年9月に磐城の地で結成されたのが平安会であった。すなわち、それは安藤家に対する経済的支持基盤を東京在住者から全ての旧藩士に広げようとの企図の下につくられた組織に他ならない。

しかし、既に戊辰戦死者の慰霊行事は旧藩士たちが集う一つの大きな機会であった。平安会はこの「任意の集まり」[上坂、2012 a: 23] を母体として結成された組織であり、特にメンバーなどの点で明らかな連続性が見られる。

その一方で、平安会設立の目的や具体的な事業内容は安藤会のそれと殆ど変わらず、全く異なる役割を担っていた既存の集団を基盤に成立した平安会に何らかの著しい特色が見られるわけではない。このことは、平安会設立をめぐる背景事情について記した「平安會設立趣旨書」（文面はほぼ「安藤會發起趣意書」と同一である）、並びに同時期に作成された「平安會規約」にも明瞭に現れている。この規約における表現を借りれば、平安会は「安藤會ト異名同体」であった。

以下の「平安會設立趣旨書」には平安会設立を促した直接の動機が示されている。

舊磐城平藩主安藤家ニ於テハ曩ニ家政整理ヲ缺レシヨリ舊藩士舊領内縁故諸氏等ノ同家ニ對スル關係ハ漸次疎闊トナリ復昔日ノ温情ナキハ自然ノ状態ナリシガ同家ノ安危休戚に關シテハ吾人未タ曾テ懷去ラザルノミナラズ竊ニ他家舊君臣ノ圓滿深厚ナル情交ヲ見テハ轉々慚愧羨望に堪エザルナリ是ニ於テカ味岡禮質氏等之ガ救濟挽回ヲ講ゼシコト數回ナリト雖モ時機未ダ臻ラザルカ其畫策不幸ニシテ皆中途ニ挫折セシハ吾々ノ遺憾トスル所

ナリ

大廈ノ將ニ覆ラントスルー木ノ支フル所ニアラズ未タ數歳ナラザルニ突如トシテ昨秋當主信守公ガ恐懼措ク能ハザルノ大命ヲ拜セラル、ヲ聞キ痛恨失望爲メニ長大息セシガ終ニ及ブナカリキ而モ善後ノ策ハ能ク機宜ニ適シ公ノ退隱ト共ニ嫡子信篤公ノ相續トナリ辱ナクモ襲爵ノ恩命ニ浴シ家名ヲ一織將ニ絶エントスルニ維グコトヲ得ラレシハ同憂諸氏ト共ニ愁眉ヲ展ベテ慶賀スル所ナリ然レドモ安藤家祖公以來ノ名聲ヲ挽回センニハ前途尚遼遠ニシテ同憂諸氏ノ一致協謀ヲ竣タザルヲ得ズ他ナシ新主信篤公年尚幼現時磐城中學校ニ在學セラル意フニ從來ノ債務ハ限定相續ノ方法ヲ取り且ツ之ガ後見ヲ公ノ親戚有力者ニ囑託シ信守公ハ更ニ分家セラレテ躬ヲ其家政ヲ釐革セラル、コトニ一任シ吾々ハ其間ニ於テ協心釀金シ新主信篤公ヲ充分教育シ國家有爲ノ材幹トナシ皇室ノ藩屏トナシ以テ華族ノ優遇ニ答ヘ奉ラントスルノ一方法アルノミ是レ即吾々ガ祖先二百餘年來ノ舊恩ニ報スル所以ナリ

頃口在京舊藩士等ノ企圖ニ係カル安藤會ハ此趣旨ヲ以テ有志ノ釀金ニ頼リ信篤公ノ學資ニ供セントスルノ舉アリ吾等在平舊藩士亦之ト感ヲ同フシ更ニ平安會ヲ設立シ彼是相呼應シテ其目的ヲ完成セント欲シ茲ニ左記規約ヲ草シ之ヲ同憂諸氏ニ謀ル希クハ諸氏奮テ贊襄者トナリ疇昔ノ疎情ヲ變ジテ讒々ノ交誼トナシ曩日ノ悄悄ヲ化シテ嬉々ノ国韜襟トナサンコトヲ

まず、安藤家と旧平藩士たちの関係が次第に薄れている現状を省みて残念に思い、他の旧藩主と旧家臣との間では親しい交わりがあることを羨ましく感じる旨が述べられている点に注目したい。当時既に、全国で旧藩士やその子孫の親睦組織が出来ていた。平安会、そしてそれに先行してつくられた安藤会も他の旧藩関係者のかかる動向から少なからぬ影響を受けていた。

それから、もはや直接的な利害関係を有しない旧藩主家に対して、「祖先二百餘年來ノ舊恩」に報いる理由として挙げられているのが、かつての主家が皇室の藩屏たる華族としての待遇に十分応えられるようにする必要があるから

だということである。この時点での旧藩主家と旧藩士の関係性は近世におけるそれとは全く異なる。いみじくも設立趣旨書冒頭で述べるように「舊藩士舊領内縁故諸氏等ノ同家ニ對スル關係ハ漸次疎闊トナリ復昔日ノ温情ナキ」状態であった。したがって、平安会設立をめぐるコンテクストとは旧藩主家と旧藩士たちとの一対一の完結した関係に規定されるものではなく、両者を超越する皇室或いは国家へと向かうベクトルを持っていた。

## 5. 信篤の退学と新生平安会

平安会が結成されてから半年後の翌年3月、安藤信篤は磐城中学校を首席で卒業し、当時の文部省令の規定に基づいて高等学校への無試験入学の資格を得た。これを受けて、同年6月に第一高等学校第二部への入学を願い出たものの、入学希望者が多かったため叶わず、ひとまず早稲田高等予備校に在籍することになった。そして一年後の明治44年には当初希望していた一高ではなく名古屋の第八高等学校予科に入学した。

平安会設立の際につくられた規約によれば、中学校卒業を以て信篤の一身は全面的に安藤会に委ねられるはずであった。しかし、現存する平安会の資料には、高等学校入学後も安藤会と頻繁に連絡を取りながら、経済的な支援が続けられていたことが示されている。

例えば、大正3年7月から同4年6月に至る期間の平安会収支報告書を見ると、信篤関係の支出として、下宿代はじめ小遣いや医療費、衣服代などが挙げられており、生活全般にかかる費用を賄っていたことが分かる。

さて、信篤は八高入学前から体調が芳しくなく、磐城などで転地療養を行うなどしていた。しかし在学中に病状が悪化し、大正3年10月に退学を余儀なくされた。その後も目立った回復は叶わなかったものと思われ、大正5年12月に死去した [上坂、2012：23]。

信篤の学資拠出を目的として結成された平安会にとって、同人の退学という事態が有していた意味は重大なものである。すなわちその組織としての存在意義の過半は喪失せしめられたに等しかった。

では、平安会としてはこれにどう対応したのだろうか。実はその対応の結果生じた方向性こそが今日の平安会にまで受け継がれる組織の性格を形作るものである。

信篤退学の翌大正4年8月23日、良善寺において例年通り戊辰戦死者の慰霊行事が行われた。この際併せて開かれた総会で、上記の問題を受けて、ある決議がなされた。現行の平安会を解散して、新たに旧藩士や旧藩に縁故のある者の親睦を図ることを目的とした新組織を立ち上げるというものである。組織の名称自体は「平安會」のままであり、旧平安会会員は入会手続きを経ずに新平安会の会員となることが了解されていたが、この決議の結果、規約は抜本的に変更された。

後にそれぞれ平安会の第2代、第3代の会長を務める伊坂員正と青沼鋒太郎両名が、規約編成役員の指名など、新組織立ち上げに主導的役割を果たした。彼らによって新たに決定された規約の要点は以下の通りである。

- ①会の目的は旧磐城平藩関係者の親睦を深めること。(第二)
- ②安藤会との連絡を保ち相互会員の親睦を図る。(第三)
- ③毎年八月(旧暦7月11日相当の日)に良善寺で戊辰戦死者の「追弔祭」を実施する。(第五)
- ④旧磐城平藩政に関する記録や歴代藩主の書画、その他旧藩関係の文化財を収集・保存する。(第六)
- ⑤会費制の採用(第十一)

まず、①では、旧平安会規約が掲げていた「信篤君ノ學資ヲ供給シ其成業ヲ補翼スル」という目的が削除され、新平安会は第一に旧藩関係者の親睦を目的とすることが示されている。もはや、旧藩主家の家政補助機関としての役割は無くなり、それまでは名目上二義的であった親睦団体としての性格が前面に押し出された。それ故、メンバー相互を結びつけるものは、上方に伸びる旧藩主家への「舊恩」から、横に広がる「旧藩意識」に変わったと言えよう。

これに伴い、②が示唆するごとく、安藤会との関係も変容した。一見すると表現が変わっただけのようでもあるが、旧規約では安藤会と平安会は「異名団体」とされていたのに対し、新規約においては明確に別の組織として捉えられている。そして、安藤会は連絡を保ち相互に親睦を深める相手として位置付けられているものの、他の条項では触れられておらず、具体的なやりとりの内容にも言及されていない。以前よりもやや両者間の距離は広がったように感じられる。

それから、④で述べられていることは、旧平安会或いはそれより前の年祭における「任意の集まり」であった時にも取り組まれていなかった活動である。これも、組織としての具体的な目的（信篤の学資拠出）を喪失した平安会が、組織存立を支持する基礎により漠とした理念（旧藩士間の交流を図ること）を据えたことの一環として考案された取り組みである。

つまり、組織の紐帯として機能する旧藩意識を高めるための手段として、文字情報や遺物の収集・保存事業が試みられた。旧藩時代を「検証」して、さらにはそこにおける人物・事物を「顕彰」することで、イメージの中にしかない旧藩と現実の個々人はつながる。そしてそれが組織のメンバーにとって共通のメンタリティを形づくる便となる。このことが、一つの潜在的な副次作用として、戊辰戦死者を記憶し続けることに効果を表わした事実も忘れてはならない。

⑤の会費制採用は、経済的基盤の確立を目指したものである。それまで、組織の運営資金は信篤の学資として会員が拠出するものの他に、寄付金があったのみである。前者に関しては、もはや名目が失われ、後者は任意のものであるから収入としては不安定だ。したがって、会運営に充当する資金を徴収するために新しく会費制を導入した。

そして何より重要なのが、③におけるような戊辰戦死者を慰霊する活動の明文化である。直接言及されているのは、毎年8月の旧暦7月11日に相当する日を選び良善寺で「追弔祭」<sup>5</sup>を行うことである。すなわち、慰霊行事の時日を磐

---

5 慰霊行事の名称はしばしば変更されている。会規約への明文化以前には「年祭」と称されていたが、規約に盛り込まれて以降は「追弔祭」に始まり、「追悼祭」（昭和4年8月15日改正規約）、「追悼法会」（昭和50年8月11日改正規約）の順に変遷が見られ、現在は「追悼法会」の語が用いられている。

城平城の落城日に、場所を戊辰殉難者墓地のある良善寺に定めたということだが、これが意味するところは単に年一回の行事に関する規定を設けたということにとどまらない。

慰霊活動自体は平安会の結成以前から、遺体の改葬事業、23年祭、それ以後10年毎の年祭、明治40年代の年毎の年祭と、様々な形で行われてきた。しかし、あくまで慣例として続けられることと、文字による規定として固定化されるのとでは全く意味合いが異なる。何故なら、後者には前者にない「責任」というものが発生するからである。規約に定められている以上、放棄する選択肢はあり得ない。したがって、もし慰霊行事の実施が何らかの事情により困難になれば、協議を持つ必要があり、そこでの決定事項はメンバー全員に共有されなくてはならない。慰霊主体が「任意の集まり」から一個の組織へと変化した時に獲得した恒常性と安定性が慰霊活動にも及んだのはこの時点であった。

## 6. 50年祭の盛り上がり

慰霊行事を毎年実施することが規約に盛り込まれて以降、最初の大きな節目が戊辰戦争から50年目にあたる大正6年であった。

戊辰戦争50周年は、他の多くの旧藩地域でも50回忌、或いは50年祭と称して慰霊行事が行われた。特に、戦時に東軍方であった地域では仏式で死者を弔う例が多く、一般に弔い上げの最も遅いバージョンである50回忌に当たるためか、盛大な行事が行われたことが知られている [高木、2005：8；佐藤、2013：285]。

平安会でも法要の規模を大きくするにとどまらず、様々な催しが併せて行われた。

会長青沼鋒太郎名で会員一同に送付された案内状（謄写版）からはその全体像をうかがうことができる。多少長くなるが、以下に全文を引用する。

拜啓 物暑氣厳敷折柄ニ候處愈々御多祥奉賀候

次二本年ハ戊辰殉難者五十年忌相當ニ付来八月二十八日



(舊七月十一日) 午前第十時平町良善寺ニ於テ祭典執行  
致度候ニ付何卒御繰合ハセ御參拜下サレ度ク御案内  
申上候

敬具

追伸 左件御兼知ノ上御賛助願度候

- (1) 祭祀料金貳拾五錢ツ、御寄贈當日御持參願度尚ホ  
準備ノ都合有之候間御出席ノ否ヤ八月二十六日迄ニ御  
申越願度候
- (2) 當日御餐トシテ粗酒粗飯ノ準備可致候
- (3) 五十年祭ノ儀ニツキ當日旧平藩政史蹟ニ関係ノ古器物若クハ  
書画類(旧藩侯若クハ旧藩士ノ揮毫又ハ殉難者遺書等)展  
覧往時ヲ偲ビ度候ニ付御秘藏ノ向ハ何卒八月二十六日  
迄ニ御出品相願度候
- (4) 餘興トシテ煙花講談等ノ催有之候
- (5) 當日ハ平安會總會相開キ候ニツキ會員諸君ハ御了  
兼下サレ度候

大正六年七月〇〇日

祭祀担当

平安會長青沼鋒太郎

〇〇〇〇〇〇殿

特に注目すべきは、(3)に掲げられた、旧磐城平藩関係の文化財を一堂に集め  
展示する事業である。「美術展覧會」と題されたこの催しには、旧藩士所蔵の  
書画骨董の類が出品された。平成18年(2006)のいわき市市制施行40周年に合  
わせて、平安会は同様の催しを行っており、その先駆的取り組みと言えよう。  
また、先に述べた新平安会の規約における要点④を具体化するものでもあった。

では、祭典そのものについて詳しく見てみたい。現存の資料から以下の次第で執り行われたことが知られる。

- 一、 當日早朝僧侶靈前裝飾
- 二、 午前十時一同式場參列
- 三、 平安會長開始ヲ告ク
- 四、 僧侶讀經
- 五、 安藤子爵祭文朗讀
- 六、 平安會長祭文朗讀
- 七、 會員祭文朗讀
- 八、 遺族一同參拜
- 九、 會員參拜
- 十、 一般參列者一同參拜
- 十一、 遺族へ供物ヲ呈ス
- 十二、 平安會副會長閉會ヲ告ク

この式次第では3名が祭文を読み上げることとなっている。ただ、現存する祭文の中には遺族代表1名、安藤会会員総代1名、旧平藩士数名のものが含まれており、実際に祭文を読み上げた人間はもっと多かったかもしれず、少なくとも靈前に捧げられた祭文は3名どころではなかったようである。複数名によって祭文が読誦されることは例年の慰靈行事では見られない。これら祭文朗読者に注目すると、旧藩主家、安藤会、平安会、遺族と微妙に立場を異にする集団を代表している。

50年祭に併せて、平安会はもう一つの重要な事業に取り組んだ。それが、『舊平藩 戊辰殉難者追憶』という冊子の刊行である。これには、『戊辰私記』などに基づいて簡潔にまとめられた戦記、戦死者を悼む漢詩文、戊辰戦死者の氏名・死亡地・没年月日・享年といった包括的な情報等が収載されている。

今日、磐城平藩の戊辰戦死者について知る第一級資料としての価値に鑑みる

と、その刊行が戦死者の記憶を保持しようとの動きの下に行われ、十分に目的を達したとみて差支えない。その証拠に、昭和42年と平成24年の2度にわたって再版されている。前者は100年祭にあたって、後者は第8代会長上坂昇(故人)が会長引退の記念として、主に会の関係者に配布された。

以上のような50年祭の有り様は、他の旧藩地域でのそれと類似点が多い。一例として挙げるならば、仙台においても同じ年の10月に仏式・神式の弔祭に加えて、能狂言・騎射・煙火などの余興や戦死者の遺物展が開かれ、さらに杉沼修一の『仙台藩戊辰殉難者小史』が配布された〔高木、2005：17〕。

ただし、50年祭以降は仙台をはじめとして多くの旧藩地域で、戊辰戦死者を慰霊する機会が極めて僅少になっていく。杉沼の前掲書が再版の日の目を見なかったことが、その端的な証拠である。尤も会津の場合は、いささか特殊であり、飯盛山での白虎隊士の慰霊に象徴されるように、観光とも結びついて、今日においてもそうした機会は豊富に見られる。

しかしながら、一般に旧藩士からその次の世代以降に慰霊活動が引き継がれた例は非常に少ない。藩士の子孫の会のごときは、現在でも全国に数多あるものの、戊辰戦死者やその前後の内戦で生じた死者を対象に慰霊を行っているところは殆どない。恐らくは、50年祭でクライマックスを迎え、その後は死者の記憶の風化と共に急速に衰退していったものと考えられる。

## 7. 変化と持続—模索される組織の在り方

信篤退学に対応するべく行われた大正4年の規約改正以降、平安会規約は数次にわたって改変が図られた。こうした規約改正は、事務手続き上の問題から行われたケースも多いので、全てが重要と言うわけではないが、大きな変更からはその時々平安会が直面していた課題、或いは目指されていた組織の在り方を知ることができる。

まず、大正13年の第2回規約改正では、第1回の際に採用された会費制が廃止され、経費は基本金の利子および有志者の寄付金で支弁することが定められた。正確な理由は不明だが、この2年ほど前に行われた安藤信正の銅像建立事

業の資金に一定程度の剰余が生じ、それをもって当分の会運営は可能であると考えられたという推測が成り立つ。いずれにしても、会費制が復活するのは約80年後のことであり、その間新たな収入は寄付金のみであった。戦後長らくは、会員の言葉を借りれば「線香上げ」すなわち年一回の慰霊行事のみが行われてきたため、毎年会費を集める必要のなかったことが大きい。昭和20年以前、他に2回の規約改正があったが、これは事務手続きに関する細かい変更である。

平安会の組織としての性格を考える上で、最も画期となったのは昭和50年の第5回規約改正である。ここで安藤会との連絡(第3)、安藤家からの諮問(第4)それぞれに関する条項が削除された。尤も、これ以前に安藤会や安藤家とのやりとりは殆ど絶えていたものと思われる。

また、この時には旧平藩関係の記録や書画骨董に関する条項の「蒐集」という言葉が「随時開陳」に改められた。実際問題として、積立金を取り崩しながら組織運営を行う中、費用負担の大きい取り組みは不可能であり、会員が既に所蔵するものを各自で保管しておくことが精一杯という実情を踏まえてのことであろう。

会員会費制が復活したのは、平成15年の規約改正の時だった。これについては、当時の会長上坂昇が、会員の大半が旧藩士の3～4世に入らな中での、会継続のための措置であると説明している [上坂、2012a : 24]。同時に、この規約改正には、前年の役員改選の結果発足した新執行部の方針が深くかかわっている。上坂は、既にその前年の平成13年に副会長に就任した際、役員会の民主化と対外活動の積極化を主張していた。これに加えて大幅な世代交代を伴って誕生したこともあり、新執行部は従来の有り様に囚われない、様々な新しい取り組みを始める。それが以下に述べる研修旅行の実施であり、展覧会の開催であった。

かかる規約の移り変わりが示すのは、平安会がその時々に応じて自らの在り方を模索し続けてきたという事実である。本稿で説明を省略した細かい事務手続き上の変更にしても、組織が新陳代謝を行っている証拠であり、死に体同然の組織にはまずもって起こり得ないことである。

また一方で、戊辰戦死者の慰霊はあまり形を変えることなく粛々と続けられ

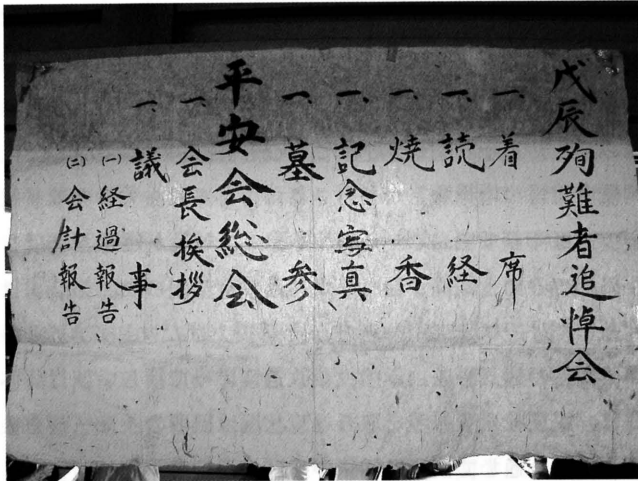
た。但し、会費を徴収せず積立金を取り崩しながら会を運営していたことなどから、大々的な行事は催されなかった。例えば、昭和42年は100年祭にあたる大きな節目の年であったが、50年祭ほどの華やかさはなかったようだ。確認出来る限りでは、50年祭を記念して作られた『戊辰殉難者追憶』の再版として『舊平藩 戊辰殉難者追憶 増補版』が刊行されたことが最も大きな取り組みであろう。平成元年の120年祭でも、戊辰殉難者墓地に石灯籠が建立されはしたが、付随して何か外部への働きかけがなされたわけではなかった。第2次世界大戦後から平成初頭にかけては、まさしく「ずっと線香上げだけしてきた」時代だった。

ところが、上述の通り平成14年の役員改選によって新しい執行部体制が発足したのを機に、戊辰戦死者慰霊を取り巻く状況は旧藩のイメージを振起させるような種々の活動を通じて俄かに活気づく。

まず、戊辰戦争ゆかりの地をめぐる研修旅行「戊辰役検証の旅」が毎年秋の恒例行事として始まった。これは、磐城平藩のみならず、米沢藩や仙台藩をはじめとする他藩の戊辰戦争関連史跡、また安藤家に縁のある土地を会員で訪れる旅行である。純粋に親睦を深める目的もあるだろうが、戊辰戦争や安藤家との関わりを持つ場所に旅行先を歩き往時をしのぶことは、言うまでもなくメンバー同士を取り結ぶ歴史的紐帯、すなわち旧藩意識の強化をもたらす。

それから、平成18年8月に、いわき市市制40周年に合わせて安藤家入府250年を記念する「磐城平藩と安藤家展」が開催された。会員が所蔵する古文書、刀剣、書画等の歴史資料・文化財150点余りが出品され、徳川宗家の当主を招いて講演会も開かれた。平安会会長上坂昇が「世紀的な記念行事」と評したごとく〔福島民報、2006. 8. 27〕、市教育委員会との共催でマスコミ各社の後援を受けた大規模なイベントであった。関係者の当初予想を上回る来場者があり、この事業が市民の関心を大いに喚起したことが分かる。

以上の流れを注意深く観察した時、旧藩意識というものが通奏低音として常に内部に流れていることを読み取れる。外部の者の目に留まる上記のような様々な取り組みは、その折節の具体的発現形態に過ぎない。そして、旧藩意識を支える大黒柱が戊辰戦死者慰霊であることは間違いのないことだ。



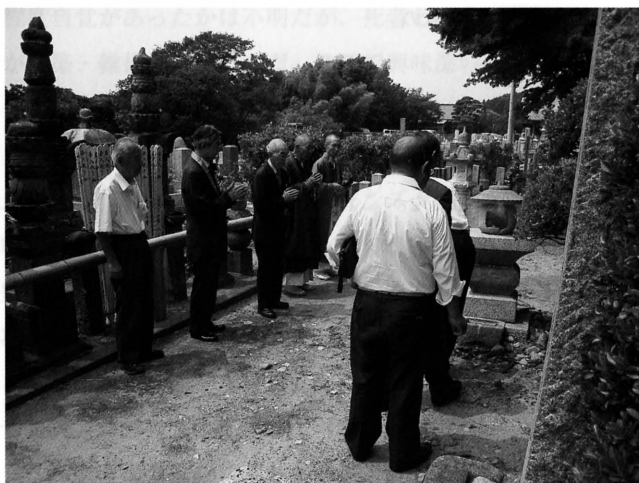
〈写真10〉 追悼法会当日に会場に掲げられる式次第  
和紙に墨書されたもので古色蒼然としている



〈写真11〉 戦死者追善の卒塔婆



〈写真12〉「読経」の様子



〈写真13〉「墓参」の様子

左側奥から良善寺僧侶2名、会長、安藤家当主、副会長  
(2012. 8. 11当時)

〈表2〉平安会の沿革

1868(明治元年)6.16	磐城地方での戦端が開かれる
" 7.13	平城落城、藩士一同相馬方面へ遁走
" 9.24	磐城平藩正式降伏
" 10	藩士帰郷
	戊辰戦死者の遺体改葬が漸次的に進められる
1890(同 23年).8	戊辰殉難者墓地完成、23年祭挙行
1908(同 41年).5	安藤信男死去、旧藩士により葬儀が営まれる
1909(同 42年).6	在京旧藩士により安藤会設立
" 9	在磐城旧藩士により平安会設立
1910(同 44年)	信男の3年祭挙行
1914(大正 3年).10	安藤信篤病氣のため八高退学
1915(同 4年).8	第1回規約改正、従来の平安会を解散、名称はそのまま新組織となる
1916(同 5年).12.10	信篤死去
1917(同 6年).8.18	50年祭挙行、「美術展覧會」開催、『舊平藩 戊辰殉難者追憶』刊行
1922(同 11年)	安藤信正銅像建立
1924(同 13年).8	第2回規約改正
1929(昭和 4年).8	第3回規約改正
1936(同 11年).8	第4回規約改正
1944(同 19年)	安藤信正銅像、金属供出のため撤去
1962(同 37年)7.22	安藤信正銅像、再建され除幕式が行われる
1969(同 44年)	100年祭挙行、『舊平藩 戊辰殉難者追憶 増補版』刊行
1975(同 50年).8	第5回規約改正(安藤会及び安藤家関連の条項削除)
1989(平成元年).8.11	120年祭挙行、戊辰殉難者墓地に石灯笼建立
2001(同 13年)	第1回戊辰役検証の旅
2006(同 18年).8	「磐城平藩と安藤家展」開催
2013(同 25年)	『磐城平藩戊辰実戦記—藩士十六人の覚書』刊行

\* 明治5年以前の月日は旧暦のもの

## おわりに

全ての戦死者の遺体は、時期的に早いか遅いかの違いはあっても、戦争後一旦それぞれの場所に落ち着いた。これらの遺体が藩主家の菩提寺それも歴代藩主墓所のすぐ裏に改葬され、その区画が戊辰戦死者専用の墓地として整備されていった過程は、取りも直さず慰霊対象の集合化が図られていく過程であった。

それを受けて慰霊主体の組織化も進行した。17回忌までの慰霊行事は、旧藩士らが寄り集まって執り行われていた点で確かに集団的なものであった。しかし、ここで言う慰霊主体の組織化が本格的に始まったのは戊辰殉難者墓地完成後のことである。特に明治40年代に入り、規約、意思決定機関(総会、役員会)、連絡網などを持った一つの組織によって戦死者の慰霊が担われるようになったということは大きな意味を持つ。



この慰霊対象の集合化と慰霊主体の組織化は、本来様々な形態があり得た（或いは当初はあった）はずの慰霊という営為をめぐる、様々な面での「集約化」の表れである。

すなわち、戦死者の墓が自家の菩提寺なり死亡場所近くの寺院なりにあった段階では、一人一人の死者と各々の遺族が向き合うかたちであった。ここでは、死者ごとに個々別々の慰霊主体があったのだ。恐らくその時代には旧藩士たちが健在で、死者のことを直接知る者も多くいたから、集団的な慰霊の場には個人的な追憶の感情が働いていただろうし、かつての藩という歴史的な紐帯の意識が介在してもいただろう。故に、生者と死者の距離は近かっただろうが、それでもそれは「霊魂管理」とは異なる有り様であり、やはり死者の靈魂の管理者は彼らが属するイエの構成員たる遺族であった。

そうした死者の靈魂の「管理権」は、墓が一所に集められ行くにしたがって、それぞれの遺族から一個の組織へと集約されていった。そして、この集約化によって慰霊に継続性・安定性がもたらされた。慰霊の対象を「旧磐城平藩戊辰殉難者」として集合化し、慰霊の主体を平安会として組織化することで、当事者にどの程度自覚があったかは不明だが、死者と生者の共同体としての旧藩のイメージが構築・維持された。ただ、ここで興味深いのは逆に慰霊活動によって組織自体が衰亡を免れた面もあることだ。

さて、一般に死者への働きかけは時間軸を現時点から遡る行為のように見える。しかし、慰霊における「フルイ」と「シズメ」という2つのベクトルのうち、「フルイ」については限りなく未来志向である。死者の抱える思いを引き受け、何がしかの実践でそれに応えようとするからだ。旧磐城平藩の戊辰戦死者慰霊において、「フルイ」の性格は一見希薄である。それは外に向かうベクトルを基本的には持たないからである。

しかしながら、大きな節目の年祭やそれに伴う催しに加え、『戊辰殉難者追憶』の刊行・再版などは「フルイ」の一環とみなすこともできよう。尤も、そこに死者の無念を晴らすとか彼らの蒙った損害の補償（当然物理的なものばかりではない）を求めるとかいった相貌は見られない。

また、直接会ったことはおろか、その人物像や業績が身内の口の上ることすらなくなった死者を悼み続ける行為が今日まで継承されてきたことには、戦死者慰霊に潜むより一般的な性質を看取できる。すなわち吊り上げのように、ある一定の年限で生者の働きかけの対象から外れることがないというものである。ただし、それには平安会の事例が示すように、何らかの形で「集約化」が行われなくてはならない。そうでなければ記憶の風化に抗って慰霊が継続されることは望み薄である。その証拠に他の旧藩地域では50年祭を境に戊辰戦死者が忘却の淵に沈み始めた。尤も、西軍（新政府軍）戦死者ならば自律的な慰霊システムである靖国神社や護国神社において半永久的に祀られるが、東軍戦死者の場合慰霊の担い手が遺族や同僚たる旧藩士、或いは国元や戦地の地元住民などであって、彼らから次世代への継承がうまくなされなければ急速に衰える他なかった。

調査においては戊辰殉難者墓地形成に至る詳細なプロセス及びその間の慰霊活動を詳らかにすることができなかつたものの、本稿で取り上げたものに限ってみても、戊辰戦死者をめぐる上述のような集約化がアウトラインとして浮かび上がってくる。そしてそれが慰霊の継続をもたらしたという結論を導き出すのは難しいことではない。かかる構図については時代や地域を超えて戦死者の問題を考える際にも重要な観点であると思う。

## 謝 辞

調査にあたっては、平安会常任幹事長の松井延之氏、同常任幹事の真木秀明氏にお話を伺い、貴重な資料を閲覧させて頂いた。また2012、2013両年8月11日の「追悼法会」においては、平安会の三村会長他数名の会員の方々からもお話を伺った。ここにおいて深甚なる感謝の意を表する次第であります。

## 参考文献

- 明田鉄男編、1986、『幕末維新全殉難者名鑑 Ⅲ』、新人物往来社
- 味岡禮質、1903、『戊辰私記』
- 今井昭彦、2005、『近代日本と戦死者祭祀』、東洋書林
- 川崎三郎、1894、『戊辰戦史 第七-十三編』、博文館
- 上坂昇、2012 a、『平安会会長時代の覚書』
- 上坂昇監修、2012 b、『供養・戊辰殉難者霊位』
- 齊藤笹舟、1940、『磐城三藩 明治戊辰戦争餘聞』、東海岸郷土史蹟研究会
- 佐藤孝徳監修、1981、『いわきの寺』、いわきの寺刊行会
- 佐藤雅也、2013、「誰が戦死者を祀るのか」、入間田宣夫監修（鈴木岩弓・田中則和編）『講座 東北の歴史 生と死』第6巻、清文堂出版
- 新谷尚紀、2000、「慰霊と軍神」、藤井忠俊・新井勝紘編『人類にとって戦いとは3 戦いと民衆』、東洋書林
- 高木博志、2005、「『郷土愛』と『愛国心』をつなぐもの—近代における『旧藩』の顕彰—」『歴史評論』659
- 太政官編纂、1971、『磐城戊辰資料 平潟口戦記』
- 西村明、2007、『戦後日本と戦争死者慰霊—シズメとフルイのダイナミズム—』、有志舎
- 波平恵美子、2004、『日本人の死のかたち 伝統儀礼から靖国まで』、朝日新聞社
- 福島民報社、2006. 8. 27、『福島民報』
- 保谷徹、2007、『戦争の日本史18 戊辰戦争』、吉川弘文館
- 諸根樟一、1927、『磐城文化史』、清光堂書店

# Threshold and transition of commemorating the dead in the Boshin War : A case of Heiankai

Takanori Yoshino

Who commemorates the war dead? Why it is necessary to treat them specially?  
What is the condition to support the activities of commemorating them?

This paper attempts to answer these questions by analyzing a concrete case. The case indicates the launch and development of the activities of commemorating the dead in the *Boshin War*, which broke out at the time of birth of modern Japan.

At the beginning, the bodies of the dead of *Iwakitaira-han* (Iwakitaira Domain) in the *Boshin War* had been buried in the graveyards of their family temples. By the mid-Meiji era, those were reburied in the cemetery of the domain lord family temple, *Ryozenji*, and “Boshin-Junnansya-Bochi” (the Boshin War dead Cemetery) completed. From this point forward, the former members of *Iwakitaira-han* periodically gathered together and held the ceremony to commemorate the dead in the Boshin War. In 1909, a fund aimed at financial aid for a young head of the former domain lord family was established. This was *Heian-kai*. After his dropout *Heian-kai* restarted as a social gathering of the former members of *Iwakitaira-han* and came to play an exclusive role in the commemorative activities.

This case is not a general example in Japan. However, there is almost no doubt that it is a thought-provoking example in regard to the preceding questions.